

第5章

政治分野における男女共同参画の推進に関する 内閣府男女共同参画局の取組

内閣府男女共同参画局推進課

1 はじめに

政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させるという観点から極めて重要である。

政府においては、男女共同参画基本計画等に基づき施策を推進しており、特に、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月27日閣議決定）において、国会議員や政党の女性割合が高まるよう政党に対して要請を行うことを盛り込み、以降、繰り返し政党に対し働きかけを行うなど取組を行ってきた。

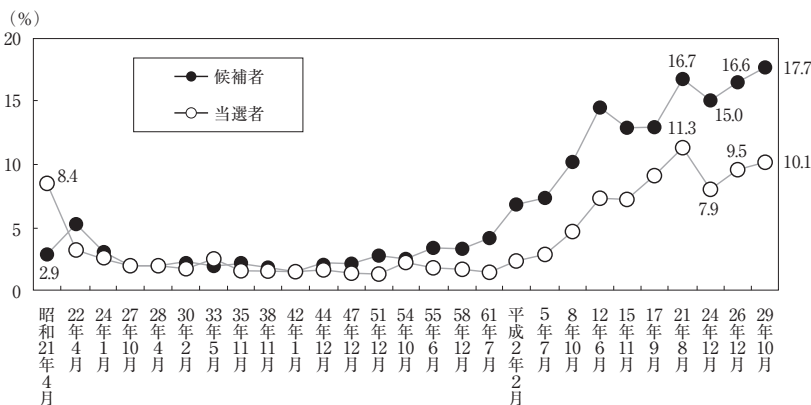
しかしながら、日本の女性議員比率は、衆議院で約10%、参議院で約23%（令和元年9月末現在）であり、国際的にみても女性議員が少ない状況である。このような中、平成30年5月には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号。以下、単に「法」という。）が議員立法により成立し、同月公布・施行されたところである。

内閣府男女共同参画局では、これまで男女共同参画基本計画や法に基づき様々な情報提供等を行ってきた。本稿では、これまでの政府の取組や情報提供等の内容を紹介する。

2 政治分野への女性の参画状況の現状

戦後、昭和21年4月に初めての女性国会議員が衆議院で誕生した際、女性当選者の割合は8.4%であった。その後、女性衆議院議員の割合は1%～2%台が長らく続いたが、徐々に女性当選者の割合は増え、直近の衆議院議員選挙では10.1%（平成29年10月衆議院議員総選挙）、参議院議員選挙では22.6%（令和元年7月参議院議員通常選挙）まで増えている（衆議院議員選挙における女性の割合の推移は図1、参議院議員選挙における女性の割合の推移は図2を参照）¹⁾、²⁾、³⁾。

図1 衆議院議員選挙における女性の割合の推移

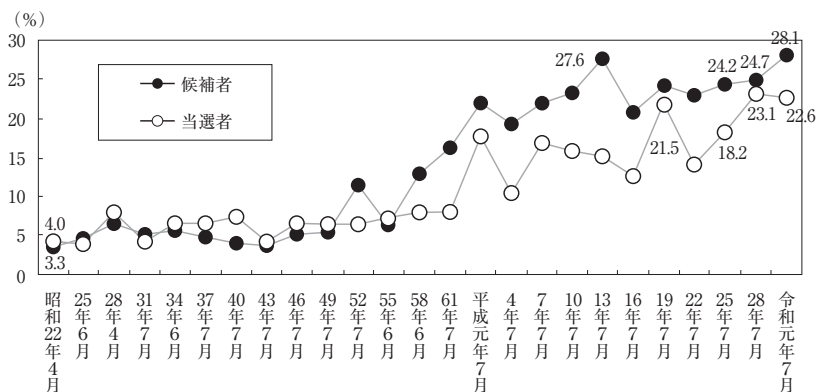


(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

女性議員の割合を国際的に比較してみると1990年代前半までは、日本とフランスやイギリスなどの欧米諸外国とそれほど差がないが、日本は諸外国と比べてその後の女性議員の割合の上昇が緩やかであり、その結果として2019年9月1日現在で世界順位は調査対象国191か国中163位（一院又は下院（日本は衆議院）の比較）で、G7各国で最下位となっている⁴⁾。

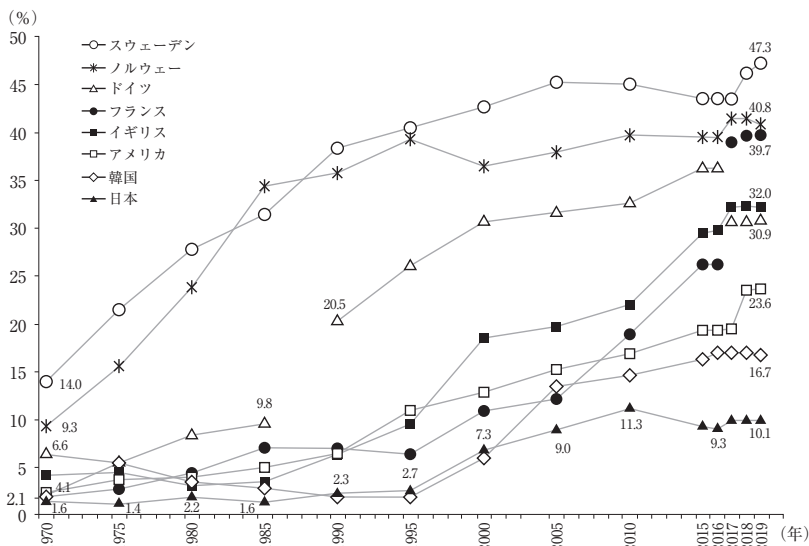
地方議会では、表1から分かるように特別区議会における女性議員の割合

図2 参議院議員選挙における女性の割合の推移



(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

図3 諸外国の国会議員に占める女性議員割合の推移



(備考) 1. IPU資料より作成。調査対象国は2019年9月現在191ヵ国。
 2. 一院制又は下院における女性議員割合。
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

II 実践の展開

は27.0%であるが、地方議会全体（都道府県議会+市区町村議会）では13.1%と低い状況にある。なかでも村議会では6.7%と低水準である。なお、市区町村議会の約2割において、女性議員が一人もいない状況であり、住民生活に身近な問題を議論する地方議会の場において、女性の声が反映されづらい状況となっている⁵⁾。

表1 地方議会議員に占める女性の割合

		女性議員 比率	議員数 (人)	女性議員数 (人)
地方議会（都道府県議会+市区町村議会）		13.1%	32,448	4,259
都道府県	都道府県議会	10.0%	2,609	262
市区町村	市区町村議会	13.4%	29,839	3,997
	市区議会	15.3%	18,930	2,892
	うち市議会（政令指定都市を含む）	14.7%	18,057	2,656
	うち特別区	27.0%	873	236
	町村議会	10.1%	10,909	1,105
	うち町議会	10.8%	9,212	992
	うち村議会	6.7%	1,697	113

3 男女共同参画基本計画に基づく 政治分野における男女共同参画の推進

国際的には、平成2年に国連経済社会理事会が採択したナイロビ将来戦略勧告において「指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やす」との目標が設定された。その後、我が国では「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」旨の目標（以下、「『2020年30%』の目標」という）が平成15年6月20日に男女共同参画推進本部で決定され、第2次男女共同参画基本計画（平成17年12月27日閣議決定）⁶⁾にも、「2020年30%」の目標が明記されるとともに、特に政治分野については「政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公表する」

ことが具体的施策として盛り込まれた。その後、第3次男女共同参画基本計画⁷⁾においては、各分野において具体的な数値目標と期限が設定される中、政治分野に関しても、政党に対して、国会議員及び政党における女性の参画拡大を要請することとし、さらに、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標として、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を平成32年（令和2年）までに30%を目指すこととした。この数値目標は第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）⁸⁾においても引き継がれている（表2参照）。また、第4次男女共同参画基本計画においては、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受すること」が必要とした上で、上記の政党に対する働きかけに加え、具体的な施策として国や地方の政治分野における女性の参画状況等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進することが盛り込まれている（「見える化」の取組については5参照）。

表2 第4次男女共同参画基本計画における政治分野の目標※

項目	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.6% (平成26年)	30% (平成32年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2% (平成25年)	30% (平成32年)

（※）政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自発的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

4 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

制定経緯⁹⁾

この法は平成27年2月に発足した「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」において起草されたものである。法の成立までの過程では、民進・共産・生活・社民の4党提出の法案と自民・公明・維新の3党提

II 実践の展開

出の法案が並立するなど紆余曲折あったが、最終的に、平成30年4月11日に衆議院内閣委員長提案として衆議院内閣委員会へ法案が提出され、同日衆議院内閣委員会で可決、翌日4月12日本会議で可決された。参議院では、同年5月15日に参議院内閣委員会で可決され、翌日の16日に本会議で可決・成立した。公布・施行は同年5月23日である。

法の概要¹⁰⁾

第1条は目的条文であり、「政治分野における男女共同参画の推進」を「社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」と定義した上で、「政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること」を目的として示している。

第2条では、政治分野における男女共同参画の推進について、以下の基本原則を定めている。

- ① 衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする
- ② 男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこと
- ③ 公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないこと

第3条以降では政党その他の政治団体の努力、国及び地方公共団体の責務について規定されており、具体的には、第4条において、政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり「当該政党その他の政治団体に所属する男女の

図4 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
(平成30年5月23日法律第28号)
〔概要〕

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

政治分野における男女共同参画の推進は、

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすることを旨として、行われなければならない。



基本原則ののっとり

3 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）

5 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※平成30年4月11日衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日可決・成立、同年5月23日公布・施行

それぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」ことが規定されている。また、国及び地方公共団体は、

II 実践の展開

政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努めることとされ（法3条）、具体的な施策として、実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備及び人材の育成等が挙げられている（法5条から法8条まで）（図4参照）。

参議院内閣委員会における附帯決議¹¹⁾

法案に対して、平成30年5月15日に参議院内閣委員会で附帯決議が決議されており、法第5条から第8条まで（実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境整備並びに人材の育成等）の規定に基づき、内閣府及び総務省が講ずるべきとする施策が列挙されている。

5 内閣府男女共同参画局の取組

取組の概要

前節までに述べたように、男女共同参画基本計画において、政党に対する要請等を行うことや数値目標が設定され、法では国が行うべき施策として、実態の調査や情報の収集・提供を行うことや啓発活動、環境整備、人材の育成等が挙げられている。本節では、これらに基づき、男女共同参画局において政治分野における男女共同参画の推進のために行っている取組を紹介する。

なお、以下で紹介する取組に関する情報は、法の公布・施行後に新たに男女共同参画局HP内に設けた「政治分野における男女共同参画」のページ¹²⁾に情報を集約しているのでご参照いただきたい。

政治分野における女性の参画状況等の「見える化」の推進

男女共同参画局では、政治分野における女性の参画状況を毎年調査し、公表している。「女性の政策・方針決定参画状況調べ」では国会議員・地方議会議員、立候補者・当選者、政党役員、閣僚、首長等の女性の参画状況に関

する情報を、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」¹³⁾では地方議会における政治分野の男女共同参画のための施策の推進状況を調査している(調査結果に基づく女性の参画状況については、2節等参照)。これらの調査結果を、視覚的に分かりやすい形で提供しており、この「見える化」の取組として、(1)女性の政治参画マップ、(2)都道府県全国女性の参画マップ、(3)市町村女性参画状況見える化マップの3種類を作成・公表している。

(1) 女性の政治参画マップ

女性の政治参画マップは平成27年以降作成しているポスターである。図5の「女性の政治参画マップ2019」では、市区町村議会における女性議員の割合や女性ゼロ議会の状況をマップ形式で視覚的に分かりやすく掲載するとともに、法の概要、国会議員に占める女性の割合の国際的な位置づけ、女性が議員活動をする際の課題等を紹介している。

図5 「女性の政治参画マップ2019」



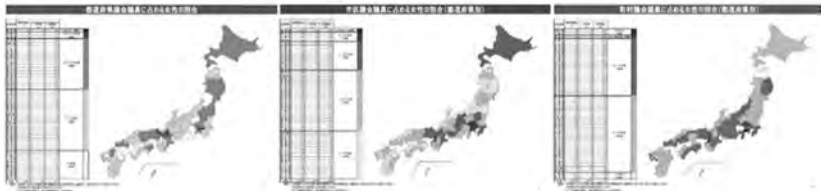
II 実践の展開

このポスターは広く情報が国民の目に触れるよう、約360か所にある都道府県・市区町村男女共同参画センターに配布するとともに、各政党や地方6団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、都道府県議長会、市議会議長会及び町村議会議長会）、各都道府県・政令指定都市議会事務局等に対して配布している。

(2) 都道府県全国女性の参画マップ

都道府県全国女性の参画マップは、総務省の「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調等」のデータを使用し、都道府県議会、市区議会及び町村議会議員に占める女性の割合を都道府県別に男女共同参画局がマップ化しているものである（図6参照）。なお、政治分野に限らず、地方公務員の採用者及び管理職に占める女性割合、地方公共団体の審議会等委員の女性割合、自治会長に占める女性割合等も同様に都道府県別にマップ化している。

図6 「都道府県全国女性の参画マップ」



(3) 市町村女性参画状況見える化マップ¹⁴⁾

女性の政治参画マップ及び都道府県全国女性の参画マップは都道府県別に女性の参画状況を可視化したものであるのに対し、市町村女性参画状況見える化マップは各都道府県の中で市区町村単位の女性の参画状況を可視化したものである。政治分野に関する項目は①「市町村議会議員に占める女性の割合」と②「市町村長又は副市町村長の女性の有無」及び③「市町村議会における出産に伴う欠席規定の有無」を掲載しており、②と③は法が成立したことを受け、平成30年9月に新たに追加した項目である。また、市町村議会議員に占める女性の割合については、全国ランキング（市区・町村の別に上位50団体まで）、表示している都道府県内のランキング（市区、町村の別に上位5

団体まで)も掲載している。

女性議員の参画拡大を阻む課題の調査分析

地方議会議員に占める女性の割合は低水準にとどまっている(2節参照)中、男女共同参画局では、平成29年度に政治分野における男女共同参画の推進に資する情報の提供を目的として、現役の女性地方議員約4,000名を対象にアンケート調査を行い(回収率39.6%、アンケート結果の概要については表3参照)、女性議員の実態を把握するとともに、女性地方議員が増えない要因等の分析、検討を行い、「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」(平成30年3月)¹⁵⁾をまとめた。以下、報告書の中から地方議会で女性議員が増えない要因について紹介する。

(1) 政治は男性のものという意識(固定的性別役割分担意識)

アンケートで「女性議員が少ない原因として考えられる理由」を尋ねたところ、「家族や周囲の理解が得づらい」との回答が約7割、「政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い」との回答が約6割を占めた。また、女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、「男性議員の理解やサポートがない」ことを課題としていない傾向があるという結果となった。

(2) 議員活動と家庭生活の両立環境が整備されていないこと

40歳代以下で未就学児を抱える女性議員のうち78.8%が「議員活動と育児の両立が難しい」と回答している。

なお、同報告書とは別に、男女共同参画局が地方議会における両立支援状況を調査したところ、平成30年4月1日現在、地方議会における出産に伴う欠席規定は全都道府県及び1,384の市町村において明文化されているが、育児を理由とする欠席を認めている市町村は18と少数である。また、議員の利用できる保育施設又は保育場所が提供されているのは4県・22市区町村、授乳室等が提供されているのは9県・110市区町村に過ぎない(内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成30年度)」)。

II 実践の展開

(3) 経済的な負担が大きいことについて

選挙資金における自己資金の割合に関する質問に対し、自己資金の割合は平均で6割程度であった。

表3 立候補から選挙期間中の課題、現在（調査期間中）の議員活動における課題、女性議員が少ない原因として考えられる理由

立候補から選挙期間中の課題	現在の議員活動における課題	(一般論として) 女性地方議員が少ない原因として考えられる理由
1. 知名度がない (57.5%)	1. 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない (59.0%)	1. 議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい (78.6%)
2. 自分の力量に自信が持てない (39.7%)	2. 議員活動に係る資金が不足している (40.1%)	2. 家族や周囲の理解を得づらい (73.4%)
3. 選挙活動の方法が分からない (38.4%)	3. 議員活動と家庭生活（子育てや介護等）との両立が難しい (35.1%)	3. 政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い (59.1%)
4. 仕事や家事等があり選挙活動にかかる時間がない (38.1%)	4. 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある (29.6%)	4. 研修や勉強会等の女性候補者を育成するための機会が少ない (48.3%)
5. 仕事を辞めなければならぬ (30.6%)	5. 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない (29.3%) 自分の力量に自信が持てない (29.3%)	5. 立候補に必要な資金を調達する負担が大きい (44.0%)
6. 選挙資金の不足 (28.7%)		6. 選挙制度が女性にとって不利である (18.7%)
7. 地域の理解やサポートが得られない (23.2%)	7. 男性議員の理解やサポートが得られない (22.8%)	7. その他 (13.0%)
8. 家族の理解やサポートが得られない (16.5%)	8. 地域の理解やサポートが得られない (11.3%)	
9. 政党や後援会のサポートが得られない (8.7%)	9. 家族の理解やサポートが得られない (10.3%)	

諸外国における政治分野への女性の参画状況や取組の調査・情報提供

(1) Women in parliament（議会における女性）の和訳

Inter-parliamentary Union（列国議会同盟。以下、「IPU」という）は、1889

年に設立され各国議会の対話の中心的な場として国際連合との緊密な協力の下に活動を行っている国際機関である。IPUは世界各国のその年の改選結果や議会における女性参画の進展・後退に関する概要及び分析を「Women in parliament」と題して毎年報告している。男女共同参画局では2015年よりこの報告書を日本語に訳して、国会議員へ配布するとともに、男女共同参画局やIPUのホームページにも掲載し、広く情報提供している。

(2) 諸外国における政治分野への女性の参画に関する研究¹⁶⁾

イギリス及びフランスにおける女性議員の割合は1980年代までは日本と同程度であったが、近年、飛躍的に増加し、現在の女性議員の割合はイギリス約32%、フランス約40%となっており、様々な取組の結果、政治への女性参画が拡大している。国が国内外の実態調査及び情報収集等を行うことを定めた法の成立を受け、今後の我が国における政治への女性の参画拡大に向けた取組の参考とするため、平成30年度に両国を中心に調査を実施した。以下、調査結果の概要を紹介する。フランスのいわゆるパリテ法の仕組み等の詳細は報告書をご参照いただきたい。

①女性議員を増やすという「政治意志」

フランス共和国前進では、2017年の国民議會議員選挙において党首（マクロン大統領）が勝てる見込みのある選挙区に女性を割り当てる意志があることを強調するビデオメッセージを出した結果、オンライン公募による女性の候補者が増加するとともに、女性当選者も増加した。

イギリス労働党では、現職議員が引退を予定しているなどの「当選の可能性の高い」選挙区において、議員の候補者を選出する最終候補者リストを女性に限定するという仕組み（女性指定選挙区）が党執行部による強力なリーダーシップにより導入され、女性議員の増加に大きく寄与している。

このように政党の党首や執行部が女性議員を増やすという「政治意志」を持ちリーダーシップを発揮することは、女性が手を挙げやすくし、実際に女性議員を増やすことにつながっているといえる。

②候補者選定過程の透明化

II 実践の展開

イギリス保守党は、国会議員になるためのステップ（応募・相談→申請書の提出→適性審査→実務テストや面接）をHPで丁寧に紹介している。候補者選定過程を透明化することで政治家としてのキャリアの見通しがよくなり、敷居が高いと思われがちな政治の世界に足を踏み入れやすくなると考えられる。

③議員養成トレーニングの実施

イギリス労働党では、参加費無料で5か月間という長期間のトレーニングを実施しており、その中では、女性同士のネットワークを構築するために合宿も導入している。また、イギリス保守党では女性候補者の発掘・支援・トレーニングを目的とする党内組織（Women2Win）が、スピーチやメディア対応などのテーマ別のコース研修（2か月で1コース）を実施している。

このように政治家になるために必要な資質やスキルなどの能力開発の機会を提供することで多様な人材が政治に参画することを促すことにつながると考えられる。

④女性の声の党内組織への反映

イギリス労働党では1990年代より党内役職におけるクォータ制を実施している。また、イギリス保守党では、前述のWomen2Winが、女性議員同士が党内で連帯していく活動基盤として機能しており、こうした取組により党内組織に女性の声を反映することにつながっている。

⑤議員の働き方改革を進める

IPUが2012年に採択した「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」では、議員活動と家庭生活の両立支援のため、審議開始時刻を早めたり、遅い時間の議決を避けたりすることや学校のスケジュールに審議日程を合わせること、育児休暇を議会欠席の正当な理由として認めることなどの具体策が提示されている。

イギリス議会では、実際に審議時間の変更や議会内への保育所の設置などの議会改革が行われ、議員活動と家庭生活の両立が可能となるような環境が整備されている。

⑥政治分野のハラスメント・暴力の撤廃

IPUが2016年に各国議員にハラスメント等の実態をヒアリングした結果、女性議員の約8割が精神的暴力(うち約65%が屈辱的な性的又は性差別的な発言)を、約2割が性的暴力を受けたと回答しており、政治分野におけるハラスメントや暴力は、国際的にも問題となっている。IPUはこうした状況に対して、苦情処理手続きの確立(機密性のある相談窓口の確保)やセクシュアル・ハラスメントへの議会行動規範の確立、研修の実施等の具体策を提言している。

⑦自己点検、モニタリング

イギリスでは、2018年に女性参政権100周年に際して、先進国として初めてIPUによる監査を受け入れている。また、議会に設置されている「女性と平等委員会」が必要に応じて、調査や有識者・政党関係者のヒアリングを実施しており、定期的にレポートを発行している。こうした取組が政党やメディアの理解を促進させ、各主体の取組を促進することにつながると考えられる。

⑧政党助成金の在り方

民主主義・選挙支援国際研究所によると、世界30か国で女性議員を増やすことを目的とする公的な政治資金(政党助成金)の配分の仕組みが導入されており、大別すると、

- ・事前に設定した女性比率を超えた場合に全額又は一部を受け取れる仕組み
 - ・候補者や議員の女性比率に応じて配分率を増減させる仕組み
 - ・女性の政治参画を高める目的など、用途制限を課す仕組み
- がある。

啓発活動(リーフレットの作成)

法の趣旨や内容、我が国の政治分野における男女共同参画の現状を広く周知するため、法の成立を受けて、平成30年9月に新たにリーフレットを作成した(図7参照)。このリーフレットでは法律の概要を紹介し、また、この法律の必要性を以下のように説明している。

図7 リーフレット（抜粋）

政治分野における 男女共同参画の推進に関する法律

～男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律ができました～

法律の概要

平成20年法律第22号（公布：2008.7.17）

目的	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ① 衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること ② 男女がその個性と能力を十分に発揮できること ③ 家庭生活との円滑かつ継続的な再立が可能となること
責務等	<ul style="list-style-type: none"> ① 国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努める（実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、人材の育成等） ② 政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める

なぜこのような法律が必要なのでしょう？

<p>民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる</p> <p style="font-size: x-small;">【出典】衆議院事務局「性別平等推進センター」</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>衆議院女性議員</td> <td style="text-align: right;">10.1%</td> </tr> <tr> <td>参議院女性議員</td> <td style="text-align: right;">20.7%</td> </tr> <tr> <td>都道府県議会女性議員</td> <td style="text-align: right;">10.1%</td> </tr> <tr> <td>市区町村議会女性議員</td> <td style="text-align: right;">13.1%</td> </tr> </table>	衆議院女性議員	10.1%	参議院女性議員	20.7%	都道府県議会女性議員	10.1%	市区町村議会女性議員	13.1%
衆議院女性議員	10.1%								
参議院女性議員	20.7%								
都道府県議会女性議員	10.1%								
市区町村議会女性議員	13.1%								

日本の現状は…

国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい

男性 約5割
日本国民
女性 約5割

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

✓ 女性の視点や専断としての声を議会に反映させることができる。
（女性の参画は国や地方自治体の格差センサースタップ上げ、学校への参画促進の政策、教育制度の改善促進の促進化）

✓ 女性には、女性の意見に対しての方がしやすいことがある。
（例：2004年11月 女性総合参画推進文庫会（国研院）発行の「女性総合参画推進センター」）

政治分野における男女共同参画の推進が重要

出典：
 高野あゆみ「2007年10月16日現在」『選挙999』16頁
 内閣府「平成18年度（2006年度）男女共同参画政策推進報告書」12頁
 衆議院事務局、参議院事務局「平成18年11月15日現在」『参議院』10頁

国会の
状況

国会議員の女性議員比率(衆議院10.1%)は
世界193か国中158位。(OECD諸国中最下位)

(注) 下院又は一院の割合

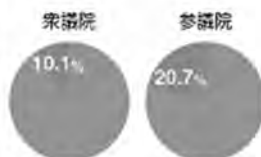
国会の女性議員は増加傾向にあるが依然として少数

閣僚等に占める女性も少数

- ・国務大臣 10% (20人中2人)
- ・副大臣 7% (28人中2人)
- ・大臣政務官 7% (27人中2人)

(資料) 内閣府男女共同参画局「女性閣僚の割合」(2019年12月現在)

国会議員の女性議員比率



(資料) 衆議院「衆議院議員の性別」(2019年12月現在)
参議院「参議院議員の性別」(2019年12月現在)

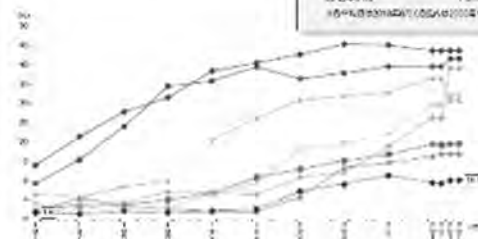
国政選挙の当選者に占める女性比率の推移



(資料) 衆議院「衆議院議員の性別」(2019年12月現在) 参議院「参議院議員の性別」(2019年12月現在)

諸外国の女性議員比率の推移

諸外国では女性議員が増加しているが、比較して日本の女性議員は少ない



(資料) 衆議院「衆議院議員の性別」(2019年12月現在)

(資料) 衆議院「衆議院議員の性別」(2019年12月現在)

世界の女性議員比率

(世界平均) 下院又は一院 23.8% (2000年 13.5%)
上院 23.9% (同年 10.7%)

- 〔南北アメリカ〕 28.9% (2000年 15.4%)
- 〔OECD〕 27.8% (同年 15.4%)
- 〔サブサハラ・アフリカ〕 23.7% (同年 11.1%)
- 〔アジア〕 19.8% (同年 15.0%)
- 〔アフリカ諸国〕 18.0% (同年 3.6%)
- 〔大洋州〕 15.6% (同年 12.2%)

(資料) 衆議院「衆議院議員の性別」(2019年12月現在)

国名	順位	比率
スウェーデン	8	43.6
ノルウェー	13	41.4
フィンランド	16	39.0
アイスランド	41	32.0
フランス	46	30.7
アメリカ	102	19.5
ドイツ	117	17.0
日本	158	10.1

II 実践の展開

- ・民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる。
- ・国民が男女半々であるにもかかわらず日本では国会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい。
- ・議会に女性が参画することで女性の視点が入り、より暮らしやすい社会となる。

他に本節で既に紹介した「女性の政治参画マップ」など政治分野における女性の参画状況に関する情報を掲載している。このパンフレットは啓発活動のため、ホームページへの掲載のほか、政党に対する要請の際に各政党に対して紹介するとともに、全地方議会へ配布した。これに加え、関係各所で行っている各種イベント等においても配布していただいている。

政党に対する要請

第3次及び第4次男女共同参画基本計画に基づいて、政治分野における男女共同参画の実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進するため、これまでに計7回にわたり内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、各政党に対して働きかけを実施してきた（令和元年9月現在）。

平成30年度に行った要請の主な内容は以下の3点である。

- ①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき民間企業等が行う取組内容（女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等）を踏まえた自主的な取組の実施
- ②ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備

また、法の成立を受けた取組として、平成30年には各政党に対して、政治分野における男女共同参画のための各政党が行っている取組状況について

アンケートを実施し、回答結果をまとめて男女共同参画局ホームページに掲載している(表4)。

表4 各政党における男女共同参画推進のための取組

政党名	各党における取組
自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運動本部の女性局が中心となり女性候補者を増やすための活動を行っている。 ・主として、女性向けの研修会「女性未来塾」を毎月開催し、人材の育成と女性の政治参画を図っている。子育て支援、女性活躍推進、環境や外交といった各種政策の座学だけでなく、ディスカッションやワークショップも取り入れ、女性の政治参加を促している。併せて、立候補を検討している女性向けのアドバイスやサポートも行っている。 ・地方においては、各地で女性の対話集会を開催しており、草の根レベルでの女性の政治参加を促進している。 ・女性候補者への支援としては、女性局役員を始め女性国会議員が応援弁士となるほか、女性局として統一的な活動を行うために、施策パンフレット、のぼり旗、ジャンパー・Tシャツなどの活動用ツールを提供している。
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等推進を党の柱に掲げ体现する政党として、施策面、党内ガバナンス、女性候補者の擁立などあらゆる面でジェンダーの視点を取り込むジェンダーの主流化を進めていくとの決意の下、ジェンダー平等推進本部を設置。都道府県連においてもジェンダー平等推進本部(地域版)を設置。 ・「パリテ(男女半々の議会)」実現のため、地方、国政を問わず、将来的に選挙には男女同数の候補者擁立をめざす。 ・2019年の統一地方選、衆議院選挙に向けて女性候補者擁立プランを策定、実施し、統一選と参議院比例代表選挙については、最低でも女性候補者4割とする。
国民民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・党の基本施策に「国政選挙へのクオータ制の導入を明記」。 ・女性候補者比率30%をめざす。 ・女性の立候補を促すためのリーフレットや動画を作成する等、積極的な広報活動を実施。 ・地方組織において女性候補者発掘・育成のための政治スクール・セミナー・男女共同参画イベントを開催。女性の公募を実施。 ・平成11年(1999年)より、新人女性候補を支援するため、通常の公認料とは別に一定の活動資金を支給(「WS基金」制度)。< https://www.dfpj.or.jp/article/200253 >
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議員においては、地域に根ざして活躍している女性に光をあてて、党の地方組織はじめ各界のあらゆるネットワークから推薦をもらうことで、女性候補がエントリーされるよう努力。 ・国会議員の場合は専門的な知識を持つ人や、あらゆる分野で活躍している人材を輩出することを念頭におき候補者を選定。 ・新人の予定候補者に向けて、「候補研修テキスト」を作成し、各都道府県本部や総支部において、勉強会を開催。 ・女性候補者に対する個別の相談相手を、可能な限り現職の女性議員や議員OBが担当。

II 実践の展開

日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> ・綱領で男女の平等、同権をあらゆる分野で擁護し、保障することを掲げている。 ・女性の政治参加の促進は、憲法と女性差別撤廃条約がかかげる男女平等と女性の地位向上にとって重要な課題であり、人口構成にふさわしい女性議員の実現を重視。さらに男女同数をめざす。 ・議員相談室や専門分野の雑誌の発行、議員研修会、議員団での学習、活動交流などをすすめることで、議員活動を支援。議員の子育てや介護の問題などについても支援。 ・選挙費用は党が負担し、議員活動についても必要な場合に財政的支援を実施。
日本維新の会	<p>[国会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案に賛成。 <p>[大阪市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援など女性が活躍できる環境の整備を推進。 ・女性の活躍推進プロジェクトチームの設置（平成25年7月）。 ・大阪市女性の活躍アクションプラン策定（平成26年12月）。
自由党	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者選定において、積極的な女性候補の擁立を目指す。
希望の党	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の候補者限定の勉強会予定。 ・女性限定のセミナー開催予定。
社会民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・各級選挙における女性候補者の発掘、育成と積極的な擁立。 ・女性研修会や女性政治スクール、女性交流会等の開催。 ・女性をめぐる様々な課題についての視察や調査、学習会などに積極的に取り組む。 ・女性が議員活動をしやすい議会環境の整備。

※平成30年11月に内閣府が各政党に対して調査した内容を要約したもの

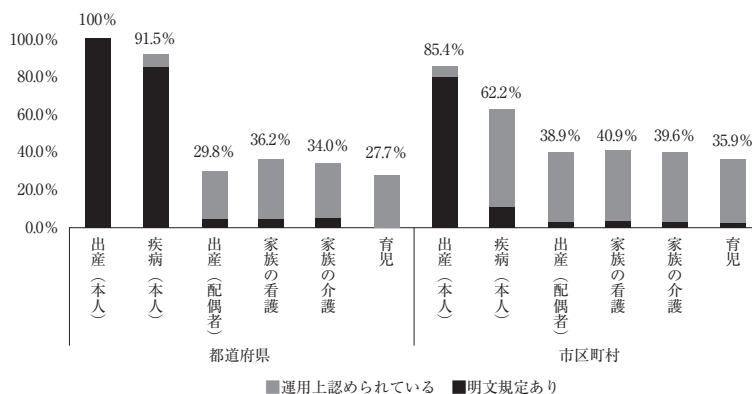
出産に伴う欠席規定の整備

国会において出産を理由に欠席を認める規定は長らく存在しなかったが、平成12年に参議院規則、平成13年に衆議院規則が改正され、出産が欠席事由として明記された。この動きに呼応し、地方議会では議長会が作成して地方議会の会議規則のモデルとなる「標準会議規則」のうち、都道府県議会の標準会議規則が平成14年に改正され、「出産」が明記された。市議会議長会、町村議会議長会が定める標準会議規則には「出産」は明記されず、地方議会で出産による欠席を明文化した議会は一部にとどまっていた。地方議会において女性議員が少ない原因の一つとして、女性議員が議員活動を行いながら出産できる環境が整っていないことが指摘されており、こうした状況を解消し、女性議員が活躍できる環境を整備することを目的として、平成27年5月に当時の有村治子女性活躍担当・内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）

より、市議会議長会及び町村議会議長会に標準会議規則を改正して出産に伴う議会の欠席規定を明記していただくよう要請し、同年それぞれの標準会議規則が改正された。

その結果、市区町村議会において平成27年度以降、新たに1,143議会で出産に伴う欠席規定が明文化されている。なお、都道府県議会においてはすべての議会において明文化されている（図8参照）¹³⁾。

図8 地方議会における欠席規定の整備状況



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成30年度)より(記載の割合は、「議会議長規則等で明文化あり」と「運用上認められている」の合計の割合)

6 今後の方針

最後に、今後の方針について、女性活躍加速のための重点方針2019(令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)¹⁷⁾で述べられている政治分野における女性の参画拡大に関する記載内容を紹介する。

(1) 政党等への情報提供

政党等が行う環境の整備、人材育成等の取組に資するよう、諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供を行う。各政党に対し、ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討を引き続き要請するとともに、各政党におけ

II 実践の展開

る取組状況の把握及び公表を行う。

(2) 地方公共団体における取組の促進

地方議会における女性を含めたより幅広い層の参画を促進するため、地方議会における保育施設等の整備やセクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施状況等の調査、女性の参画状況や環境整備の状況に関する「見える化」の一層の推進を行うとともに、好事例の収集・展開等の実施について検討を行う。

注

- 1) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin/index.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 2) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin/index.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 3) 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/statistics-index.html> (令和元年9月20日アクセス)
- 4) IPU ホームページ
<https://www.ipu.org/> (令和元年9月20日アクセス)
- 5) 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/index.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 6) 第2次男女共同参画基本計画 (平成17年12月27日閣議決定)
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/index2.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 7) 第3次男女共同参画基本計画 (平成22年12月17日閣議決定)
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html

(令和元年9月20日アクセス)

- 8) 第4次男女共同参画基本計画 (平成27年12月25日閣議決定)
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 9) 衆議院ホームページ (衆法第196回国会12政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案 議案審議経過情報)
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DC89A2.htm (令和元年9月20日アクセス)
- 10) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (平成30年法律第28号)
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/index.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 11) 参議院ホームページ (第196回国会附帯決議一覧)
https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/futai_ind.html
(令和元年9月20日アクセス)
- 12) 内閣府男女共同参画局ホームページ (政治分野における男女共同参画)
<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>
(令和元年9月20日アクセス)
- 13) 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html> (令和元年9月20日アクセス)
- 14) 内閣府男女共同参画局ホームページ (市町村女性参画状況見える化マップ)
http://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2018
(令和元年9月20日アクセス)
- 15) 内閣府男女共同参画局「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究」
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor_h29.pdf (令和元年9月20日アクセス)

II 実践の展開

- 16) 内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野への女性の参加に関する調査研究報告書」(平成31年3月)

http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gaikoku_research_2019.html
(令和元年9月20日アクセス)

- 17) 女性活躍加速のための重点方針2019(令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20190618honbun.pdf
(令和元年9月20日アクセス)